

総務委員会資料

陳情の審査

陳情第204号 「特定秘密保護法」が、どのような点で市民生活に影響があるかを調査して、その結果を広報し、市民向けの相談体制を早急に作ることを求めることに関する陳情

資料 「特定秘密の保護に関する法律」の概要について

平成27年3月11日

総務局

● 「特定秘密の保護に関する法律」の概要について

1 法の目的

平成25年12月6日に成立し、同年12月13日に公布、平成26年12月10日に施行された「特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）」は、**安全保障**（国の存立に関わる外部からの侵略等に対し国家・国民の安全を保障すること。）**上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、我が国と国民の安全を確保することを目的にしている。**

2 法の概要

（1）特定秘密の指定・解除

（ア）行政機関の長は、

- ① **特定秘密保護法の別表に掲げる（防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止）4分野に関する情報で、**
- ② **公になっていないもののうち、**
- ③ **その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定する。**

※「行政機関の長」とは、国の機関のみで、地方自治体の機関は含まない。（以下同じ。）

※「特定有害活動」とは、公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。

※「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。

（イ）行政機関の長は、**特定秘密の有効期間（上限5年で更新可能）を定め、有効期間満了前でも指定要件を欠くに至ったときは速やかに指定を解除する。**

（ウ）指定の有効期間は、**通算30年を超えることはできず、我が国及び国民の安全を確保するためやむを得ない理由を示し内閣の承認を得た場合に限り、通算30年を超えて延長できるが、通算60年を超え延長することはできない。**

※ただし、次の情報は、**内閣の承認により60年を超え指定**することができる。

- ・ 武器、弾薬、航空機、その他防衛の用に供するもの（船舶含む）
- ・ 外国政府、国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報
- ・ 情報収集活動の手法・能力 ・ 人的情報源に関する情報 ・ 暗号
- ・ 外国政府、国際機関から60年を超え指定することを条件に提供された情報
- ・ 上記の情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

【参考】特定秘密保護法・別表

■第一号 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（ヘに掲げるものを除く。）

■第二号 外交に関する事項

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第一号イ若しくはニ、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。）
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。）
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

■第三号 特定有害活動の防止に関する事項

- イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

■第四号 テロリズムの防止に関する事項

- イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

(2) 特定秘密の取扱者

- (ア) **行政機関の長、国務大臣**（行政機関の長を除く）、**内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官**、その他政令で定める者（「適正評価」は不要）
- (イ) 行政機関の長が実施する**適正評価**により、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた**行政機関の職員、契約業者の役職員、都道府県警察の職員**

(3) 適正評価

適正評価は、行政機関の長（都道府県警察の職員の場合は警察本部長）が、**特定秘密の取扱者**（上記（2）（イ）のみ）に対し、**次の（ア）から（キ）の事項を調査し**、特定秘密の取扱い業務を行った場合これを**漏らすおそれの有無**を評価するものである。

(ア) 特定有害活動・テロリズムとの関係に関する事項

※本調査事項については、評価対象者の家族（配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母・子）・同居人の氏名、生年月日、国籍、住所も調査する。

- (イ) 犯罪・懲戒の経歴に関する事項
- (ウ) 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- (エ) 薬物の濫用・影響に関する事項
- (オ) 精神疾患に関する事項
- (カ) 飲酒についての節度に関する事項
- (キ) 信用状態その他の経済的状況に関する事項

(4) 特定秘密の提供

- (ア) 安全保障上の必要による他の行政機関への提供
- (イ) 安全保障上の特段の必要による契約業者への提供
- (ウ) その他公益上の必要による提供
- ・外国政府・国際機関が特定秘密の保護に関し必要な措置を講じている場合
 - ・国会の審議・調査に利用する場合（会議が秘密会であること、特定秘密を利用・知る者の範囲が制限され、国会で定められた保護措置が講じられていること、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないことが要件）
 - ・民事裁判で文書提出命令を判断するインカメラ審査に提示する場合
 - ・情報公開・個人情報保護審査会のインカメラ審査に提示する場合 など

※「インカメラ審査」とは、適切な対応を図るため対象となる文書等を実際に見分すること。

(5) 法の適正な運用を図るための仕組み

- (ア) 特定秘密保護法を**統一的に運用**し、特定秘密の漏えい防止を図り適正な運用を確保するため、「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「**運用基準**」という。）を策定した。
- (イ) また、適正な運用を確保するため、内閣に「**内閣保全監視委員会**」を、内閣府に「**独立公文書管理監**」及び「**情報保全監察室**」を設置した。
- (ウ) 内閣総理大臣は、運用基準に従った運用を確保するため、行政機関の長に対する**改善指示**や、**年1回**、情報保全諮問会議の意見を付して特定秘密保護法の**運用状況を国会に報告し、公表する**。
- (エ) 独立公文書管理監及び行政機関の長は、**通報窓口**を設置し、特定秘密の取扱事業者等からの通報を受け対応する。

(6) 罰則

- (ア) 次の者による**故意又は過失による漏えい**を処罰
- ◎特定秘密の取扱いの業務に従事する者
 - <故意> 10年以下の懲役（情状により10年以下の懲役と1,000万円以下の罰金）
 - <過失> 2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
 - ◎公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者
 - <故意> 5年以下の懲役（情状により5年以下の懲役と500万円以下の罰金）
 - <過失> 1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金
- (イ) 外国の利益や自己の不正の利益を図り又は我が国の安全、国民の生命・身体を害すべき目的で、次の行為により特定秘密を取得した者
- ア 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為 イ 財物の窃盗・損壊
- ウ 施設への侵入 エ 有線電気通信の傍受 オ 不正アクセス
- カ イからオ以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為
- ※上記の漏えい（故意のみ）又は取得行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰
- <特定秘密の取扱者の漏えい（故意のみ）、取得行為> 5年以下の懲役
 - <特定秘密の提供を受け知得した者の漏えい（故意のみ）> 3年以下の懲役

(7) 法の適用解釈

特定秘密保護法の適用にあたっては、**拡張して解釈**し、国民の**基本的人権を不当に侵害**することがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する**報道又は取材の自由**に**十分配慮**しなければならない。